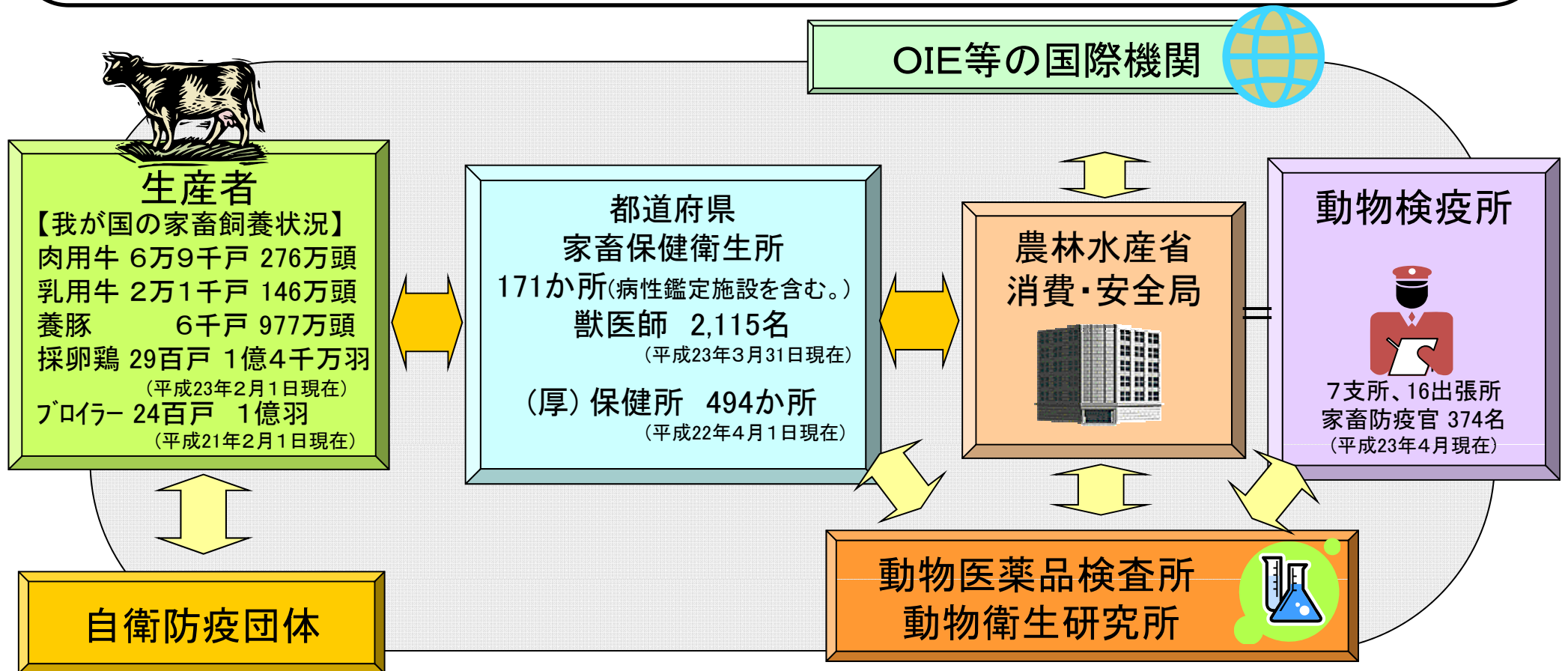


参 考 资 料

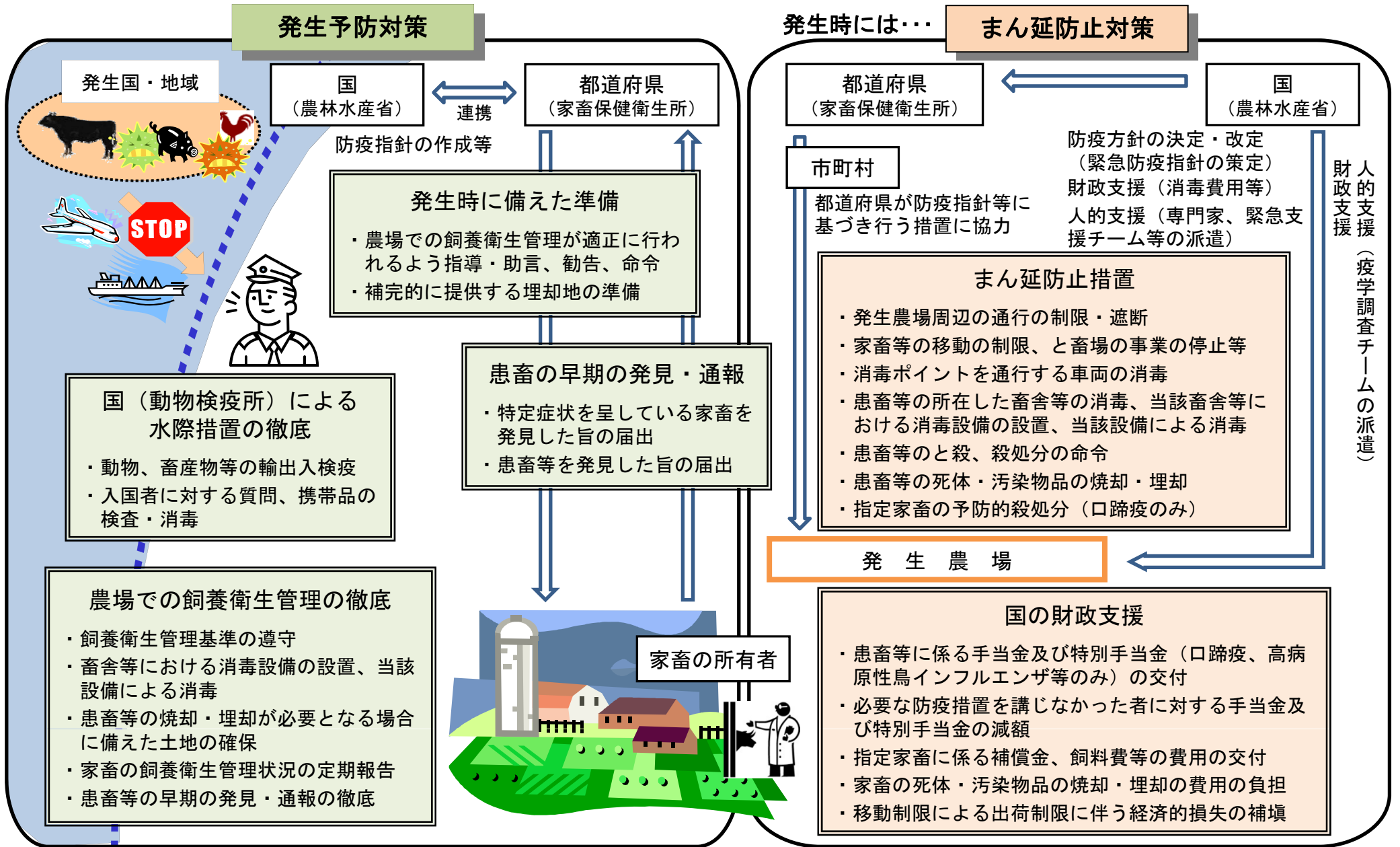
我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- 昨年の宮崎県における口蹄疫の発生状況や昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、本年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については本年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については本年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

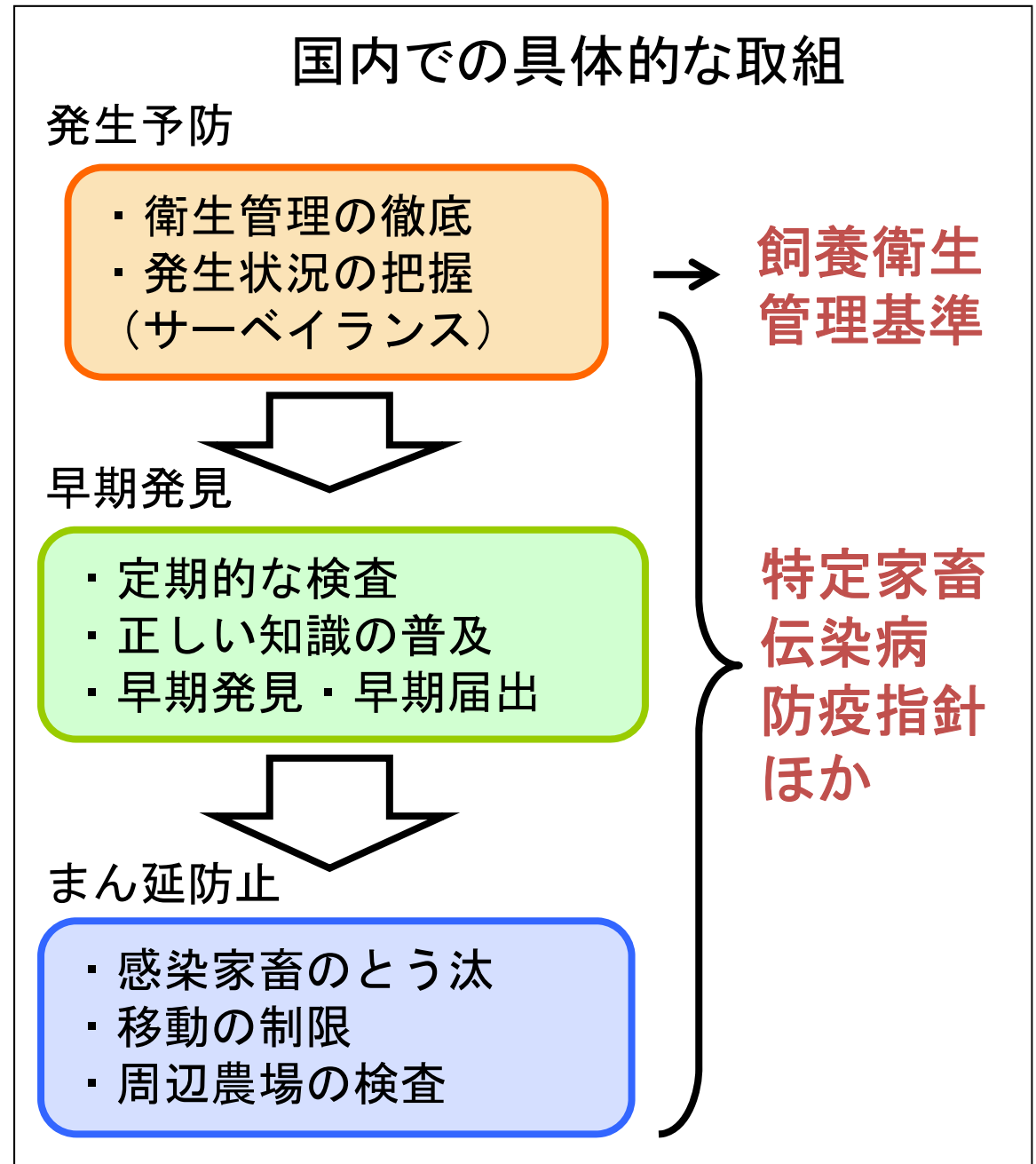
- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランス検査による発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、家畜伝染病予防法の対象となる家畜全てについて、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け(平成23年4月に改正)、家畜の伝染性疾病の発生を予防。
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。

農場における衛生管理の徹底(家畜伝染病予防法)

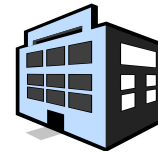
○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・不要不急な者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
- 4 野生動物等からの病原体の感染防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・養鶏農家の防鳥ネット等の整備
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保存
 - ・入場者に関する記録の作成・保存
- 9 大規模所有者に関する追加措置
 - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・通報ルールの作成

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

遵守状況の
定期報告

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

命令違反者に対しては...

動物検疫の取組

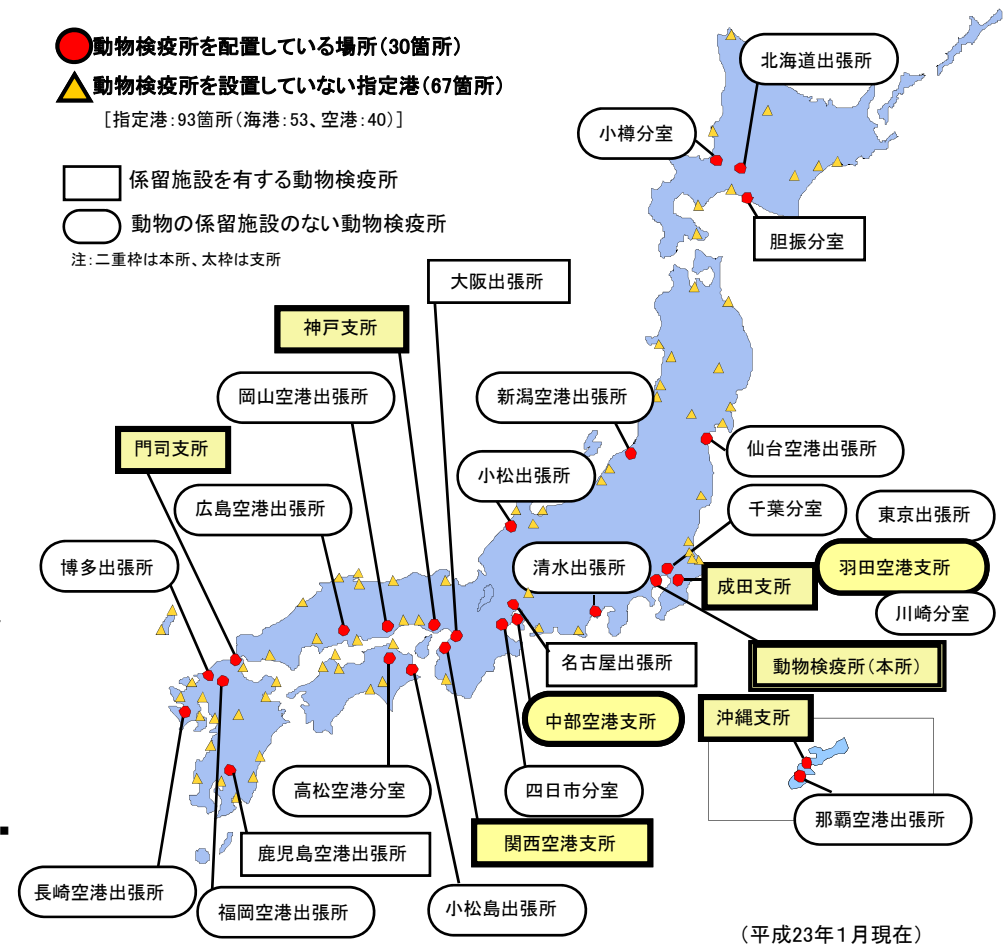
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に7支所・16出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



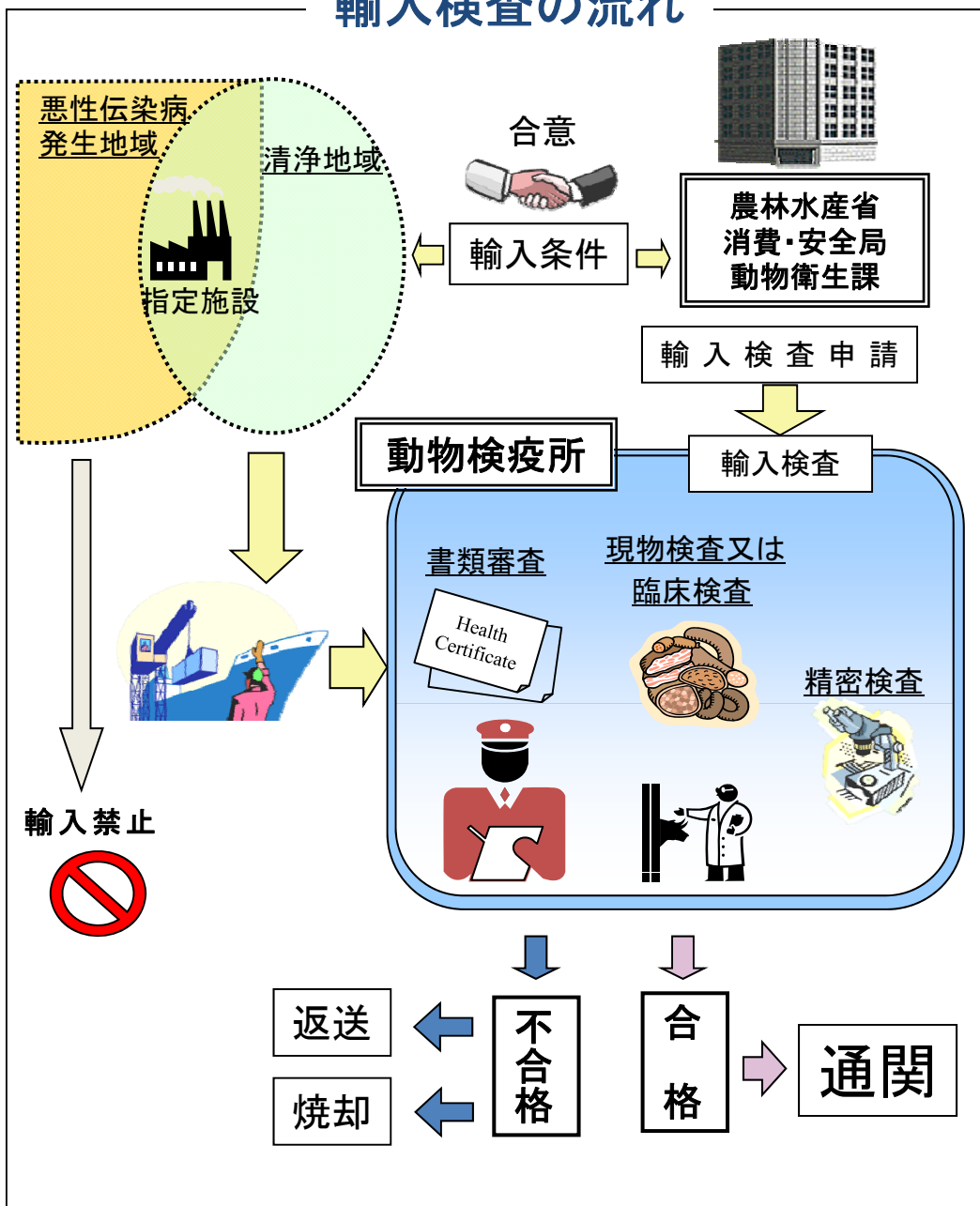
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度(平成)	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
家畜防疫官数(人)	312	319	326	337	345	356	369	374
機関数(か所)	24	24	24	24	24	24	24	24

注:定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括・総務班
(国内関係)
 - ・保健衛生班
 - ・防疫企画班
 - ・防疫業務班
- 国際衛生対策室**
- ・検疫企画班
 - ・検疫業務班
 - ・国際衛生企画班
 - ・国際獣疫班
 - ・リスク分析班
 - ・査察調整班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。